

質問回答

平成 26 年 6 月 13 日

「(案件名)インド国ウッタラカンド州山地災害にかかる補足調査」

(公示日:平成 26 年 6 月 4 日)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 p1-2 2.補強の可否	「業務主任者(総括)について補強を認めます」とありますが、これは、その前段の1)、2)とは独立した条件と理解して宜しいでしょうか。 換言すれば、 A社(業務主任者(総括)=補強)とB社(業務従事者=雇用関係にある職員)の共同企業体によるプロポーズは認められるのでしょうか。	ご理解のとおり、独立した条件です。 ① 1)2)では、共同企業体を結成する場合/しない場合の補強の人数上限について定めています。 ② 【業務主任について】では、本業務においては業務主任者の補強を認める旨を定めています。 つまり、上記①②は別個の指示であり、ご提案のとおりA社(業務主任者(総括)=補強)とB社(業務従事者=雇用関係にある職員)の共同企業体によるプロポーザルは認められます。但し、p2の注1)に記載のとおり、上記の例の場合B社(A社は勿論)から補強を出すことは出来ませんのでその旨はご了承ください。